

磐田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

磐田市介護保険条例施行規則（平成１７年磐田市規則第７０号）の一部を次のように改正する。

様式第４８号を次のように改める。

静岡県磐田市

納付書（納入済通知書）

加入者名	磐田市		口座記号番号		合計金額		
収納機関番号		納付番号				確認番号	
納期限		通知書番号		年度		期別	

税(料)額	円		円
	円	合計金額	円
コンビニ等 収納用			(ご注意) バーコードがないもの、 あっても読取ができない ものや金額を訂正した場 合、コンビニエンスストア 等では納付できません。
納付義務者名			指定期限
		バーコード 使用期限	

取りまとめ店：ゆうちょ銀行 公金受付貯金事務センター

静岡県磐田市 納付書（原符）

加入者名	磐田市	
口座記号番号		
税(料)額	円	
	円	
合計金額	円	
納付義務者名		
通知書番号		
納期限		
指定期限		

上記のとおり
納付します。

取りまとめ
静岡県
磐田市

加入者名	磐田市	
口座記号番号		
税(料)額	円	
	円	
合計金額	円	
納付義務者名		
通知書番号		
納期限		
指定期限		

納入宛

静岡県磐田市 領収証書

下記のとおり領収しました。

領 収 日 付 印	

金融機関保管・コンビニ等店舗控

領 収 日 付 印	

納付者保管・収入印紙不要

様式第 5 0 号を次のように改める。

（表）

静岡県磐田市納付書（納付済通知書）督促状

口座番号		加入者名	磐田市
		税(料)額	円
			円
納付義務者名			円
		合計金額	円
		納期限	
通知書番号		指定期限	
		備 考	

円円

コンビニ等収納用

バーコード使用期限

（ご注意）金額を訂正した場合、コンビニエンスストア等では納付できません。

上記のとおり領収しましたので通知します。

取りまとめ店
ゆうちょ銀行
公金QR受持貯金事務センター

領 収 日 付 印

eL-QR

静岡県磐田市納付書（原符）

口座番号	
加入者名	磐田市

納付義務者名	
通知書番号	
税(料)額	
合計金額	
納期限	
指定期限	
備 考	

督促状兼領収証書

口座番号	
加入者名	磐田市

納付義務者名	
通知書番号	
税(料)額	
合計金額	
納期限	
指定期限	
備 考	

上記のとおり未納となっていますので、
上記指定期限までにこの納付書にて納付してください。

年 月 日

静岡県磐田市長

上記のとおり納付します。

領 収 日 付 印

金融機関保管・コンビニ等店舗控え

上記のとおり
領収しました。

領 収 日 付 印

納付者保管・収入印紙不要

(ご 注 意)

○滞納処分

この督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないときは、財産の差押えを受けることがあります。

○延滞金

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額または納入金額(1,000円未満の端数があるとき、またはその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した金額となります。

この場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合です。

○不服申立て

1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、静岡県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、磐田市を被告として(訴訟において磐田市を代表する者は磐田市長となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第 4 8 号及び様式第 5 0 号の用紙で、現に残存するものは、当分の間、使用することができる。